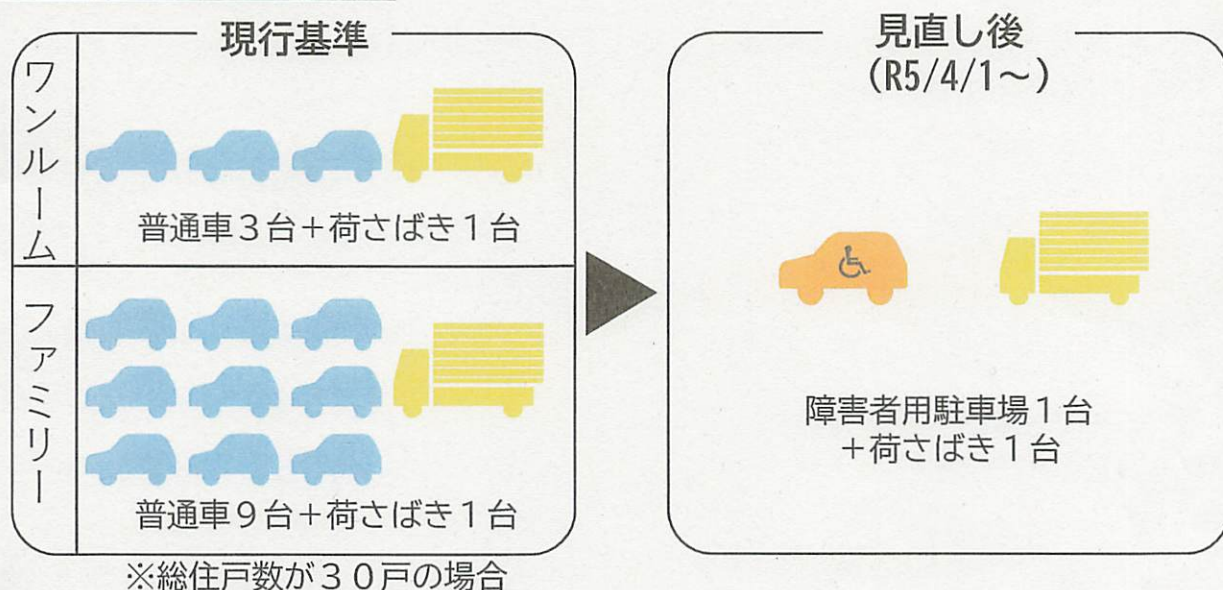


住環境整備条例における 附置駐車台数見直しのお知らせ

近年の自動車・駐車場利用状況の変化を踏まえ、住環境整備条例の
附置駐車台数を見直しました。（令和5年4月1日から適用）

1 附置台数の緩和

総住戸数が30戸まで ⇒一律で2台

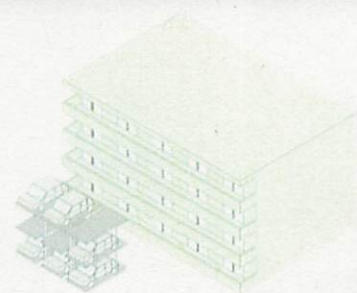


総住戸数が30戸を超える ⇒上記2台に加え、規模に応じた普通車を整備



2 既存分譲マンションの利用実績までの減台

既存分譲マンションにおいて、目黒区との
協議により実際に利用されている台数まで
附置駐車台数を緩和できる場合があります。
詳細は下記の担当あてにお問い合わせください



※住環境整備条例：「目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例」。住環境の確保を目的として、平成20年より施行。

担 当：目黒区都市整備部都市整備課開発係
連絡先：03（5722）9715